

## 養老フェスタ2026 出店料の免除基準等について

- 1 「養老フェスタ 2026」の出店にかかり、以下のいずれかに該当する場合は、その出店にかかる経費（ブース設営費、販売手数料、電気設備設営協力費、机・椅子追加リース料）の全額を免除することとする。
  - ① 公共団体及びそれらに準ずる団体が営利を目的としない事業に使用する場合
  - ② 営利を目的としない活動を行う住民団体及び福祉団体が、その目的に基づき出店する場合
  - ③ 上記のほか、実行委員会において特に必要と認めた場合
  
- 2 出店にかかる経費の免除を希望する者は、別紙出店料免除申請書により、実行委員会長あて免除申請を行うものとする。
  
- 3 実行委員会長は申請内容を審査し、適正と認められる場合は免除決定することとし、別紙出店料免除申請書の写しを添えて、その旨を申請者に通知するものとする。